

令和2年5月第5回亶理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 令和2年5月29日第5回亶理町議会臨時会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐々木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 祥 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第 1 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
議長諸報告
- 日程第 3 提出議案の説明
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税
条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市
計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町地方
活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関
する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民
健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町介護
保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大震
災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減
免に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 10 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度
亶理町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 11 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度
亶理町一般会計補正予算（第 1 号））
- 日程第 12 議案第 47 号 亶理町特別奨学金貸付条例
- 日程第 13 議案第 48 号 令和 2 年度亶理町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 49 号 令和 2 年度亶理町奨学資金貸付特別会計補正予算
（第 1 号）

日程第15 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第16 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第17 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第18 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第19 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 小野明子議員、9番 佐藤邦彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

次に、町長提出議案についてであります。町長から、承認8件、議案3件、報告5件、計16件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 議員の皆様、おはようございます。

提出議案の説明の前に議員の皆様にご挨拶を申し上げます。

5月11日開催されました全員協議会の私の冒頭の挨拶の中で、5月中の臨時議会の開催のお願いをさせていただきましたところ、本日、このように議会臨時会の開催をいただきまして、誠にありがとうございます。

そして、また5月26日の全員協議会の中で行政視察費の予算の削減等をその後に申出をいただきました。コロナ対策のために使わせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。改めまして、議員の皆様にご挨拶を申し上げます。誠にありがとうございます。

それでは、提出議案の説明に入らせていただきます。

本日、第5回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、承認8件、議案3件及び報告5件であります。よろしくご審議方、お願いを申し上げます。

それでは、各案件についてその概要を説明申し上げます。

初めに、承認案件からご説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（互理町町税条例等の一部を改正する条例）」及び承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（互理

町都市計画税条例の一部を改正する条例)」につきましては、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行なったものでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）が令和2年3月31日に公布され、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間が令和4年3月31日まで延長されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行なったものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和2年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が公布され、国民健康保険税の基礎課税額等の限度額の引上げ及び国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法が変更されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行なったものであります。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町介護保険条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和2年3月30日に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が公布され、介護保険料の低所得者を対象とした減額割合が変更されることに伴い、関係条文に係る所要の改正を行なったものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行なったものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亶理町一般会計補正予算（第9号））」につきましては、歳入における地方交付税のほか各種交付金及び町債借入金の確定や、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには、避難道路新設・整備事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億9,701万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億2,430万7,000円としたものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度亘理町一般会計補正予算（第1号）」）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策として実施する特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金などの迅速な給付に対応するため、補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億9,142万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5,742万7,000円としたものであります。

次に、議案について説明を申し上げます。

議案第47号「亘理町特別奨学金貸付条例」につきましては、大学、短期大学及び専修学校専門課程で学ぶ意欲ある学生が、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な理由から修学を断念することがないように、亘理町独自の支援策として上限20万円以内の奨学金を貸し付けする特別奨学金貸付制度を創設するため、新たな条例を制定するものであります。

議案第48号「令和2年度亘理町一般会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億296万2,000円とするものであります。

今回の補正予算におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策及び感染症により影響を受けた住民、事業者等への支援策等として緊急に実施する必要がある事業について計上したものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

1款議会費につきましては、事務局経費において、議場内で使用する飛沫防止パーテーションの作製業務委託料及び次亜塩素酸発生機等の備品購入費などを合わせて183万7,000円を追加補正するものであります。

2款総務費につきましては、庁舎管理経費において、感染防止のため役場庁舎内で使用するアクリル製仕切板や消毒液等の購入費として121万5,000円を追加補正するものであります。

3款民生費につきましては、老人福祉事業経費において、町内の介護施設等サービス提供事業所が感染防止のために整備する備品や消耗品等について費用の一部を助成するものであり、運営継続支援事業補助金として1,570万円を追加補正する

ものであります。

次に、障害者福祉費におきましても、町内の障害福祉サービス事業所が感染予防策として実施する同様の事業について、運営継続支援事業補助金370万円を追加補正するものであります。

次に、障害児福祉事業経費におきましては、小学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用ニーズが増加したことから、利用者の負担軽減のため施設運営費の一部を町が負担するものであり、扶助費103万9,000円を追加補正するものであります。

続いて、一人親家庭への生活支援金支給事業費におきましては、感染症の影響により一人親家庭の収入減少が見込まれることから、生活支援給付金として530万円を追加補正するものであり、以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、保健福祉センター管理経費において、各種検診及び乳幼児健診等で使用するマスクや消毒液の購入費等として90万8,000円を追加補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、農業振興事務経費において、感染症の影響で売上げが減少している農業者に対し、経営継続支援給付金として440万円を追加補正するほか、水産業振興経費においても同様に、漁業者への経営継続支援給付金240万円を追加補正するものであります。

7款商工費につきましては、商工振興事務経費において、感染症の影響により売上げが減少した宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象外である町内の事業者に対し、事業継続支援給付金として4,000万円を追加補正するもののほか、一時的な休業等により労働者の雇用維持を図る町内の事業者に対して、国から支給される雇用調整助成金に上乗せして給付をする地域雇用維持支援金1,200万円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、防災事務経費において、避難所等における感染症対策としてマスクや消毒液、ポリ手袋等を購入する経費及び感染拡大の第2波に備えマスクを備蓄する経費を合わせ消耗品費564万3,000円を追加補正するほか、公共施設において感染者が発生した場合における施設内の殺菌消毒作業委託料として193万1,000円を追加補正をするものであります。

10款教育費につきましては、感染予防のため町内小中学校等で使用する体温計や

マスク、ハンドソープ等を購入する経費のほか、国のG I G Aスクール構想に基づき1人1台端末を実現するため、教育用タブレット端末及び無線LAN等環境を整備する経費を合わせて、小学校施設管理経費において9,732万1,000円、中学校施設管理経費において5,128万3,000円をそれぞれ追加補正するものであり、以上が教育費の主なものであります。

次に、歳入予算についてご説明申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、教育費国庫補助金において、公立学校情報機器整備費補助金7,501万5,000円を追加補正するほか、総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,520万2,000円を追加補正するものであります。

15款県支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る放課後等デイサービス支援事業費補助金として255万6,000円を追加補正するものであります。

17款寄附金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の目的で総額120万円の寄附金を頂戴したものであります。改めまして、衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として5,004万1,000円を財政調整基金から繰り入れするものであります。

20款諸収入につきましては、学校給食休止に伴う学校臨時休業対策費補助金として152万1,000円を追加補正するものであります。

議案第49号「令和2年度亘理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本人、または保護者が町内に住所を有し、大学、短期大学及び専修学校専門課程に在学している学生を対象に一時金貸付を行うものであり、歳出における奨学貸付金2,000万円を追加補正するとともに、歳入において奨学教育基金繰入金2,000万円を追加補正するものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第6号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度亘理町第5-1号汚水枝線（その3）工事において、工事内容の一部変

更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年3月6日に専決処分したものであります。

報告第7号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年3月19日に専決処分したものであります。

報告第8号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、令和元年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年3月30日に専決処分したものであります。

報告第9号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分したものであります。

報告第10号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事において、工事内容の一部変更に伴う工事費の減額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年4月13日に専決処分したものであり、報告第6号から第10号までの5件の報告案件について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、提出議案等についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町町税条例等の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件

を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

令和2年3月31日、亘理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分いたしましたので、よって、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については2ページになります。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、寡婦（寡夫）控除の見直し等が行なわれたことに伴い、亘理町町税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案書3ページになります。

亘理町町税条例の一部を次のように改正するものでございます。

新旧対照表は1ページからとなりますが、専決処分した内容につきましては、別冊でお配りの2枚物の資料、亘理町町税条例等の一部を改正する条例の改正概要でご説明いたしますので、資料をお手元にご準備願います。

今回の改正は、総務省からの準則に従い行なっております。この条例につきましては、3条立ての改正になっておりまして、第1条及び第2条は、町税条例の一部を改正するものとなり、第3条が平成31年度に改正した条例の一部を改正するものとなっております。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

なお、法律の改正による条文の整備や軽微な加除、文言等の整理、修正等については説明を省略させていただきます。

資料の1ページ、第1条による改正でございます。

（1）の第24条、第34条の2、第36条の2の改正は、全ての一人親家庭の子供に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の一人

親と女性の一人親の間の不公平を解消するよう制度の見直しを行なうものでございます。

結婚歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の一人親控除（控除額30万円）を適用する規定の整備及び寡婦（寡夫）控除を見直し、女性の寡婦に男性の寡夫と同じ所得制限を設定する規定の改正でございます。

施行期日は令和3年1月1日となります。

（2）の第36条の3の2、第36条の3の3の改正は、給与所得者または公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書に記載を不要とするなどの所要の措置がされたものでございます。

施行期日は令和2年4月1日となります。

（3）の第54条、第61条、第74条の3、第75条の改正は、所有者不明の土地に係る固定資産税について、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合において、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者とみなして固定資産課税台帳に登録しまして固定資産税を課することができることとする規定が新設されたものと、登記上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者（相続人等）に対しまして氏名、住所等、必要な事項を申告させることができることとする規定が新設されたものでございます。

施行期日は令和2年4月1日となります。

次に、資料の2ページ目となります。

（4）の第94条の改正は、軽量葉巻たばこについて紙巻きたばこ1本分として換算する本数課税方式への2段階での見直しにおける1段階目の改正でございます。軽量葉巻たばこについて紙巻きたばこ0.7本分として換算する経過措置でございます。

施行期日は令和2年10月1日となります。

（5）の附則第3条の2、附則第4条の改正は、市場金利の実勢を踏まえまして、還付加算金等の引き下げが行なわれたものでございます。法人町民税において納期限の延長があった場合の延滞金の特例基準割合を0.5%引き下げる改正でございます。施行期日は令和3年1月1日となります。

（6）の附則第17条の改正は、長期譲渡所得の課税に関し、低未利用土地を譲渡

した場合において、譲渡益から100万円控除できる規定が新設されたもので、施行期日は令和3年1月1日となります。

次に、第2条による改正関係でございます。(7)の第31条、第48条、第50条、第52条の改正は、法人税法において通算法人ごとに申告等を行なうことに伴う規定の改正で、施行期日は令和4年1日となります。

次が、資料の3ページとなります。

失礼しました。2ページで(8)でございます。

第94条の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しでございますが、こちらにつきましては、紙巻きたばこを1本分と換算する本数課税方式への2段階での見直しにおける2段階目の改正でありまして、施行期日については令和3年10月1日となります。

次に、資料が3ページ目となります。

次に、第3条による改正でございます。

(9)の第24条、附則第1条第4号、附則第4条の改正は、前年の合計所得金額が135万円を超えない一人親を非課税措置に追加する改正に伴い、単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加規定を削除する改正で、施行期日については令和2年4月1日となります。

次に、改正附則第8条、第9条、第10条、第11条の改正でございますが、改正附則第8条から第11条において、平成27年改正条例から平成30年改正条例の一部が改正され、改元対応されたものでございまして、条文中の元号を新元号に対応させる改正でございます。

施行期日は令和2年4月1日施行となります。

議案書16ページにお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、第1条として施行期日を、第2条として延滞金に関する経過措置を、第3条及び第4条として町民税に関する経過措置を、第5条として固定資産税に関する経過措置を、第6条及び第7条として、町たばこ税に関する経過措置を、第8条から第11条として町税条例等の一部を改正する条例の一部改正をおのおの規定するものでございます。

以上で承認第1号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長(佐藤 實君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 何点かお伺いたします。

まず初めに、こちらの固定資産税ですね、みなしのものですけれども、相続が発生されて申告させられるということなんですけれども、この申告制度とあとみなし制度、両輪で走っていくのかと思いますが、通常、相続登記というか、登記なされると、町のほうに自動的に情報が提供行くんだと思うんですが、これは読んでそのままだとは思いますが確認の意味を含めて、登記がなされた場合には申告が不要というような認識のまま、現行のままでよろしいのかというのが1つ。

あと、もう一つが、このみなしして調査をし尽くしても見つからない場合にみなすということなんです、この調査が必要だと思われる本町で把握している不動産の件数、それからその件数に対して今後、どのようなスケジュール感を持って調査していくのかというようなスケジュールが2つ目。

3つ目が、この調査事項に当たりまして結構専門的な知識を有すると思うんですけれども、例えば司法書士会等へのアウトソーシング、もちろん、全体の件数にもよるんですけれども、そういったことまで視野に入れて検討なされているのかどうか、まずこの3点、お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問でございますが、まず、ここで言う所有者不明の土地を調査をし尽くしても所有者が1人も特定できないというケースでございますが、まず、固定資産を使用している使用者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によりまして所有者が1人も特定できないケース、または使用者から所有者の調査に対して協力を得られない等によりまして所有者が特定できないケースがございます。これらにつきましては、主に未登記の家屋や所有者の所在が不明になっているケースが考えられておりまして、通常であれば、登記されたものについては異動届が法務局から来ますので申告のほうは必要ございません。

次に、使用者を所有者とみなす制度でございますが、固定資産を使用しているにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない場合に、先ほど申しましたとおり、調査をし尽くしても所有者が1人も特定できないケースがありますので、これらの際に使用者を所有者とみなして課税できる制度でございまして、調査の件

数でございますが、年間大体150件ほどございまして、これらにつきましては毎月、町内の固定資産税の所有者につきましては町民生活課からの死亡者のリストを基に確認作業を行っております。また、町外の所有者につきましては納税通知書発送時に所有者変更届の返信用はがきを入れまして、これで死亡等の内容を把握しているところでございます。

相続調査のアウトソーシングについてでございますが、先ほど申しました年間150件ほど調査しているところでございますが、こちらにつきましては、相続人のほうがそのまま使用者として住んでいる場合であればそれほど困難な調査ではございません。相続人が不明で戸籍等を取り寄せまして法定相続人を全部調査しているケースが年間大体20件ほどございます。それほど膨大な量ではないので、今のところはアウトソーシングのほうは考えておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 今回のその件については了解いたしました。

次に、低未利用土地を譲渡した場合なんですが、そもそもこの低未利用土地の定義、どういったものを言っているのかというのが1つ。

そして、少しちょっと法律別なものに関わってきてしまうんですけども、今回この長期譲渡所得ということで5年以上保有しているものの不動産の低未利用地、定義は今、聞くんですが、ものに対して渡した場合に所得控除が100万円入るということで売りやすくなったよということが1つあるんですけども、これに並列して都市計画法のほうで低未利用土地権利設定促進計画というのを発しています。これを設定しますと、今度は買手のほうの登録免許税の減免、それから土地所得税の減免ということが入ってきて、より土地の流動化というのが図られてこようかと思うんですよ。実際、この計画を使っていくと、低未利用土地で道路がちょっと形悪かったような土地区画が進んだりだとか、土地のスポンジ化というものを解消できたりとか、そういった可能性を秘めているものではあるんですけども、この今回の法律改正を受けましてこの土地権利設定等の促進計画のほうまで波及していく計画があるのかどうか、この2点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問でございますが、まず、低未利用土地でございますが、こちらにつきましては適正な利用が図られるべき土地であるにもかか

ならず、長期間にわたり利用されていない未利用地と周辺地域の利用状況に比べて利用程度が低い低利用地の総称を申しまして、土地再生法の中で立地適正化計画区域を設定いたしまして、エリアの中にある低未利用土地が該当になるものがございます。

計画についてでございますが、立地適正化計画区域を設定した上でということですが、こちらについては、町のほうでは今のところ、設定していないところでございます。今後の計画であります、低未利用地土地権利設定促進計画というのが立地適正化計画区域を設定した上でするものでありまして、今後、町の都市計画の中で国の関係法令に照らし合わせまして関係各課において必要性が生じれば、検討していくものと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 私もこの2枚物の概要に基づいてお尋ねいたします。

（3）番の固定資産税において所有者不明土地における使用者を所有者とみなす制度、これは課税客体の把握については、法律改正により明確に位置づけられる制度が拡大したわけですね。そこで、この所有者が1人も明らかでない場合、使用者を所有者とみなすと。果たして課税するこの規定なんです、使用者とはどのような者を定義するのか、この範囲をまず説明してください。これが1点ね。

あともう1点なんです、現に所有している者（相続人）等に氏名、住所、必要な事項を申告させることは、これからはできるわけです、強制力を持つわけです。しかし、この場合、しなかった場合、固定資産税のほかの申告の場合は過料があります。これは罰則が今回適用になるのか、この2点をお願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問であります、まず、使用者の範囲でございますが、この使用者につきましては、相続人以外の使用者ということで、所有者と別に相続人以外の使用者のことを指しているものでございます。

2点目の申告してこなかった場合の罰則であります、地方税法のほうではこちらでは規定されていると思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） あと2点ほどお尋ねいたします。

木村議員の説明の中にありましたが、低未利用地についてであります。これは町

民税の課税所得算定になるわけですが、施行期日が令和3年1月1日となります。この低未利用土地であるというふうなことについて、誰がいつどのような実態に照らし合わせて認定するのか、まずこれが1点ね。

もう1点なんです、法人町民税の算定、(7)番ですね。国税における連結制度が廃止された。これは長らく非常にメリットがある制度ではないかというふうなことで制定されてきた経緯がありますけれども、これまで連結というのは、グループ内企業が通算損益をして企業グループを1つとして納税主体とするというふうな制度でありましたが、これがどうして今回、通算法人ごとの申告というふうになったのか、この廃止された具体的な改正理由についてお願い申し上げます。この2点です。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの1点目のご質問でございますが、未利用土地のこの認定でございますが、先ほど申しましたとおり、亶理町においては、立地適正化計画区域というのをまず指定しておりませんので、これを指定した上で低未利用土地権利設定促進計画を作成することができるということになっております。地域のほうを設定した場合において市町村のほうで設定すると思われま。

2点目の法人税において連結納税制度の廃止についてでございますが、これにつきましては連結納税制度、企業グループを1つの納税単位とする方式に代えまして個別の申告方式、各法人を納税単位とする方式としまして損益通算の基本的枠組みを維持しまして、企業の事務負担の軽減及び簡素化を図られたものとなっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 未婚の一人親に対する件についてお聞きしたいと思っております。

税制上の措置とこのように思います。それで、ここには控除額30万円ということで先日、我々、聞いたわけでございますけれども、ここにもありますけれども、所得金額500万円を設定と。以下の単身者ということだと思っておりますけれども、これの控除額が30万円ということなのかどうか、それをまず1点お聞きします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのご質問でございますが、議員さんおっしゃられたとおり、500万円以下の未婚の一人親につきましては30万円の控除が適用となるもの

でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） たしか国のほうでは、令和2年分からの控除額、35万円というような形になっているんじゃないかなと思うんですが、これはちょっと間違っていたら、すみません、その点、お願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 所得税における控除額については35万円でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） もう1点です。それから、固定資産税に関してでございますけれども、使用者を所有者とみなす制度と。それで一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合という今回説明かと思えますけれども、本町ではどの程度、対象となるのか、この数というものを把握しておりますか。その辺、お願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまご質問の使用者が所有者と違う場合の件数でございますが、今現在把握しているところでは1件ございまして、その1件につきましては使用者が納税管理人となって税金のほうを納めていただいている状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

令和2年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしましたので、よって、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については24ページになります。

専決処分書。地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、都市計画税において引用する法律が改められたこと等により、亶理町都市計画税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案書は25ページ、新旧対照表は60ページからとなります。

亶理町都市計画税条例の一部を次のように改正するものでございます。

本改正は、総務省からの準則に従い行なっております。

主な改正内容について新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず、1点目の改正内容といたしまして、新旧対照表の61ページの上段の附則の第4項において、水防法に規定する浸水被害低減地区の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が新設されたものでございます。

以下の項におきまして項ずれを伴うものでございます。

2点目の改正内容といたしまして、引用する条文等を改めるものでございまして、

第2条の第2項、附則第2項、第3項、第6項から第11項まで及び第15項において、地方税法の改正による引用する条項等及び文言等の整理に伴う見出しと本文を改正するものでございます。

3点目の改正内容といたしまして年号を改めるものでございまして、附則第6項から第12項まで及び第16項においては、改元に伴いまして条文中の元号を新元号に対応させる改正でございます。

議案書26ページにお戻り願います。

本改正条例の附則といたしまして、第1項として施行期日は令和2年4月1日といたしまして、第2項から第4項までについて経過措置をおのおの規定するものでございます。

以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案書28ページをお開きください。

令和2年3月31日、亘理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については29ページになります。

専決処分書。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間が令和4年3月31日まで延長されたため、亘理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分したものでございます。

議案書は30ページ目をお開きください。

新旧対照表は65ページとなります。

亘理町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第2条中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改めるものでございます。

これは産業振興と雇用拡大の一環といたしまして地域再生法の規定に基づきまして、亘理町地方活力向上地域におきまして、認定事業者が新增設した該当資産について固定資産税の不均一課税を行なうものでございまして、関係省令の一部改正により適用期限が2年間、延長されたものでございます。

亘理町においては該当はございません。

議案書30ページにお戻り願います。

本改正条例の附則といたしまして、施行期日は令和2年4月1日となります。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第7、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書31ページをお開き願います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。令和2年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

専決処分書については議案書32ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、国民健康保険税の基礎課税額の限度額の引上げ及び

国民健康保険税の減額措置に係る軽減所得判定の算定方法の変更に伴い、亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては議案書33ページになりますが、改正内容の説明については別冊の条例新旧対照表を使用しますのでご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は67ページ、承認第4号資料、亘理町国民健康保険税条例新旧対照表になります。

今回の改正の内容につきましては2点ございます。

まず1点目は、課税の限度額の改正であります。国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金課税額の3種類で構成されておりますが、その3種類、それぞれに高額所得者に関する課税限度額が設定されております。今回は基礎課税額及び介護納付金課税額の限度額を改正するものでございます。

新旧対照表では、第2条第2項のただし書以降にある基礎課税の課税額の限度額を「61万円」から「63万円」に、第2条第4項のただし書以降にあります介護納付金課税額の限度額を「16万円」から「17万円」にそれぞれ改正するものでございます。

また、同様に第23条についても「61万円」から「63万円」に、「16万円」から「17万円」にそれぞれ改正するものでございます。

続きまして、改正内容の2点目でございますが、こちらにつきましては、低所得者に係る国民健康保険税の減額、いわゆる国民健康保険税の軽減であり、その軽減範囲の拡充になります。

まず、国民健康保険税の軽減についてご説明を加えますと、加入者数で算定されます均等割及び1世帯につき算定されます平等割を軽減するものでございます。

また、軽減割合につきましては、7割軽減、5割軽減、2割軽減の3つの軽減がございりますが、今回そのうち、5割軽減及び2割軽減が対象になり、その軽減所得判定の算定の際に用いる計数を引き上げることにより、軽減範囲の拡充を図るものになります。

新旧対照表では68ページになりますが、第23条の第2号は5割軽減の規定になり

ます。条文中の計数「28万円」から「28万5,000円」とし、第23条第3号は2割軽減の規定になります。その条文中、計数「51万円」から「52万円」に改正するものでございます。

最後になりますが、議案書33ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、改正後の互理町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明については以上です。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この課税の限度額が上がったと。軽減は下がっているけれども、この上がった理由というのは、なぜ63万円に上げる理由があったのか。

それで、国保の基金はどのくらい持っていて、毎年、こういうことが出るのか、その辺、上がった理由を説明してください。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、限度額が上がっている理由でございますが、国の指針によるものが第1点目でございます。その国の指針によるものでございますが、社会保険と国民健康保険、ほかの国民健康保険とほかの社会保険等の負担の割合を是正するというような内容がまず1点目、その限度額を上げることがその方法の1つとなっています。その是正の内容が1.5%に近づけるという方針で国のほうが打ち出しているものでございます。まず、高額所得者による限度額を上げなければ、中間所得者層以下の人たちが、まず税率を上げることによって高額所得者の方については国民健康保険税の税額は変わりません、限度額に達していますので。その中間所得者層以下の人たちを均等に負担を平準化するために、まず高額所得者層の限度額を上げというのが理由の一つとなっています。

あと、基金の残高でございますが、令和元年度の最終の予測といたしまして、まだ決算のほう、固まっておりませんが、最終の予測として9億800万円ほどになっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 毎年、こういうことが発生するのかというの、当然、なかったんだけど、その辺、次の機会に答弁してもらって。要するに高額所得者に対する限

度額の引上げ、それをもって中間、そして、低所得者に対する負担割合を軽減するんだというような趣旨のようだけれども、国のほうではそう言っているけれども、実際末端の地方自治体においては、基金を持っているところもあるし、持っていないところもあるし、そういう面を考えると、今回の令和2年度に最終的にどのくらいの基金の残高あるかわからないけれども、それらも勘案すると、やっぱりその年度年度で必ず国の方針、指針が上げろというような指針だかもしれないけれども、やっぱりそれぞれの自治体に特徴があって、財力に余裕のものは上げなくてもいいし、そういう面で、やっぱり町民のことを考えて上げなくてもいいようなものを無理無理、国が上げろ上げろという指針があるからって上げる必要もないし、その辺をよく考えてこういう条例の改正というのはやってほしいなと思うんです。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） まず、毎年上がるのかということですが、これはあくまでも国が指針を示していることをごさいますて、まず国の方針といたしましてその1.5%に近づかない場合がこういった措置になるということになっております。ここ近年は毎年上がっているようなことになっておりますが必ず上がるというものではございません。

また、町として基金の残高を考慮して上げなくてもよいのではないかとということもありますが、まず、町として上げる理由の一つといたしましては、宮城県単位化、県域化されております。限度額を上げないことによりまして町としてどのくらい交付金と言われるものが下がるのかは、ちょっと算定が今はできなくなっておりますが、宮城県全体として徴収率も含めてそういった部分で取るべきところを取っていないということになりまして交付金も下がるということもありますので、宮城県全体のことも勘案をして、亘理町といたしましては限度額のほうを今回国の指針どおりに上げる計画をしております。説明は以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 確かにその年度の医療費というのは予測できないというのはわかるんですね。どのくらい医療費がかかって、風邪がはやれば、今回のようにコロナウイルスの費用がかさむとかいろいろな面で医療費が上がれば、負担割合も上がっていくというのはわかるんだけれども、実際その年の推測ではわからない。そ

うした場合、ある程度の基金が持っていれば対応しなくてもそれは理由つくと思うのね。ただ、国、県から交付金が少なくされるから一律皆上げると、それでは余りにも施策がなさ過ぎると。やっぱりめり張りつけて、今回は我々の基金を持っているので上げなくてもいいんですよというような、そういう町民に対するアピールを見せるのも必要だと思うし、一律にやっていったら誰やったって同じだもの、そういうことも一つ考えて今後の毎年度の引上げについて対応していったほしいなと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 基金との関係がございますが、基金に関しましては、亘理町だけではなく、1人当たりの医療費、あとは国民健康保険税の加入者の所得の割合がすごく減額している、調定額のほうが少ないという現状を踏まえまして、それと、今後、宮城県で均一化したいと、統一したいと、保険税の徴収について統一したいということもありますので、その状況を踏まえながら検討させていただきたいと考えます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町介護保険条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第8、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） それでは、承認第5号についてご説明いたしますので、議案書34ページをお開き願いたいと思います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。令和2年3月31日、亶理町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては35ページになります。

専決処分書。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する法令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、亶理町介護保険条例において介護保険料の低所得者を対象とした減額割合が変更となることから、亶理町介護保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものでございます。

改正内容につきましては、議案書36ページになりますが、説明につきましては、別冊の新旧対照表を使用しますのでご準備いただきまして、70ページをご覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、段階的に行なわれております所得段階区分、第1段階から第3段階までの第1号被保険者の減額賦課について、軽減強化の財源でもあります消費税率10%への引上げによる増収分が満年度化されることに伴い、さらに減額幅を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。

第2条中、平成32年度までとなっているものについては、元号改正によりまして

「令和2年度まで」に改め、第2項において平成31年度から平成32年度までの各年度となっていたものを、「令和2年度」のみの規定に改め、所得段階区分第1段階の第1号被保険者、こちらは生活保護の受給者等の方になりますが、この方々の年間保険料額について現行2万6,320円を「2万1,060円」に改めるものでございます。

次に、第3項ですが、こちらは所得段階区分が第2段階の方で、こちらの方々は世帯全員が市町村民税非課税で所得が80万円を超えて120万円以下の方が対象となりますが、こちらにも令和2年度のみ規定に改め、現行4万3,870円を「3万5,100円」に読替規定を改めるものでございます。

第4項につきましては、所得段階区分が第3段階、こちらは世帯全員が市町村民税非課税で第1、第2段階に該当しない方になりますが、こちらにも令和2年度のみ規定に改め、現行5万890円を「4万9,140円」に読替規定を改めるものでございます。

議案書36ページにお戻りいただきまして、附則としまして、施行期日についてこの条例は令和2年4月1日から施行し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本大

震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税
の減免に関する条例の一部を改正する条例)

議長（佐藤 實君） 日程第9、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（東日本
大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を
改正する条例）についてご説明いたします。

議案書37ページをお開き願います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年3月31日、東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の
減免に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規
定により、別紙のとおり、専決処分いたしました。よって、同条第3項の規定に
より、その承認を求めるものでございます。

専決処分書につきましては議案書38ページになります。

東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の
一部改正については、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたこ
とに伴い、減免期間の1年間の延長を改正する必要が生じましたが、議会を招集
する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し
たものでございます。

改正内容につきましては、議案書39ページになりますが、改正内容の説明につ
きましては別冊の条例新旧対照表を使用しますのでご準備願います。

条例新旧対照表のページ数は72ページ、承認第6号資料、東日本大震災による被
災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例新旧対照表になります。

繰り返しの説明になりますが、今回の改正につきましては、減免期間の1年間の
延長、つまりは年度の更新及びそれに関する文言の整理になります。

なお、減免の対象は東日本大震災により福島原発事故の避難指示等により、亙
理町民になられた方々になります。

新旧対照表では第2条の保険税の減免基準に年度更新に伴い、第4号中の平成28年度及び平成29年度を、「平成28年度、平成29年度及び令和元年度」に改め文言の整理をするものです。

また、第2条第13号になりますが、令和元年度の区域指定解除等の追加に伴い、令和元年度中に区域指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の世帯に属するもののうち、世帯に属する被保険者に係る施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯に属するものの文言を第2条第13号に追加するものでございます。

続きまして、第4条の減免の対象となる保険税については、平成30年度相当分及び平成31年度相当分を、「平成30年度相当分、令和元年度相当分及び令和2年度相当分」に改め、平成32年3月31日を令和3年3月31日に改めるものでございます。

また、第4条第9号になりますが、前段でご説明申し上げました第2条第13号の追加に伴い、「令和2年度分の保険税であって第2条第13号に該当する世帯については、令和2年4月から9月分までに相当する月割算定額」の文言を第4条第9号に追加するものです。

最後になりますが、議案書39ページに戻っていただき、附則といたしましてこの条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号））

議長（佐藤 實君） 日程10、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号））についてご説明いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年3月31日、令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、専決処分としたことから、同条第3項の規定により、議会にその承認を求めるものであります。

次のページ、専決処分書をご覧ください。

専決処分書。令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号）については、歳入における地方交付税ほか各種交付金、町債借入金の確定、歳出における新庁舎等建設事業費等の確定並びに避難道路新設・整備事業費等において、繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの令和元年度亙理町一般会計補正予算書（第9号）でご説明いたしますので、ご準備のほうをお願いいたします。

初めに、1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億9,701万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191億2,430万7,000円とする。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるとするものであります。

今回の補正の全体的な内容を申し上げますと、前回の3月補正予算成立後に各種の事業費及びそれに伴う国費、県費の補助金額、さらには各種基金からの繰入金などが確定したことに伴い減額補正したものが主なものとなっております。

それでは、歳出予算よりご説明いたしますので、20ページ、21ページをお開き願います。

今回の補正につきまして金額の大きいものを中心にご説明させていただきます。

初めに、2款総務費になりますが、1項6目企画費につきましては、細目20、新庁舎等建設事業費として総額2億191万4,000円を減額補正するものです。これは役場新庁舎の建設及び公共ゾーンに係る各種工事費等の確定に伴い、減額を行なうものでございます。

また、19目プレミアム付商品券事業費につきましても、事業費の確定に伴い委託料を減額するものであります。

続きまして、4款衛生費をご説明いたします。24、25ページをお開き願います。

1項1目保健衛生総務費につきましては、細目7、保健福祉センター建設事業費として工事請負費及び備品購入費を合わせて1,446万1,000円を減額するものです。こちら先ほどご説明した新庁舎建設事業費と同様に工事等の完了に伴う減額になります。

続きまして、26ページ、27ページをお開き願います。

8款土木費をご説明いたします。

上段、1項1目細目5、土木管理経費につきましては総額5,240万8,000円を減額補正するものでありますが、防災集団移転促進事業の土地売払いに伴う返還金について、令和元年度においては売払いができなかったことから国への返還金を減額補正するものでございます。

続きまして、下段、4項6目復興事業費につきましては、総額4億1,598万8,000円を減額するものですが、主な内容といたしましては説明欄に記載のとおり、細目16、避難道路新設・整備事業費として2億4,870万5,000円を、28、29ページに

移りまして、細目47、津波浸水区域支援事業費として1,611万1,000円を、細目68、多目的広場整備事業費として1億3,680万円等をそれぞれ減額するものです。

主な減額理由といたしましては、工事の進捗見合い等に伴う執行残の減額のほか、各事業の事業費が確定したことに伴う減額補正となります。

続きまして、10款教育費をご説明いたします。30ページ、31ページをお開き願います。

5項2目細目3、学校給食センター事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小中学校の休業に伴い、給食材料費1,567万9,000円を減額補正するものであります。

以上が歳出の主な内容となります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、10ページ、11ページにお戻り願います。

歳入の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込額の補正のほか、2款地方譲与税から10款地方交付税等の交付金については、交付額の確定に伴い減額、または追加補正するものでございます。

それでは、1款町税でございます。固定資産税及び町たばこ税についてそれぞれ増収が見込めることから合わせて9,147万円を追加補正するものでございます。

次に、12ページ、13ページ、9款地方交付税につきましては総額4億1,004万2,000円を減額補正しておりますが、内訳といたしましては、細節2、特別地方交付税が国の交付額の確定に伴い、3,341万8,000円を減額しているほか、細節3、震災復興特別交付税につきましても令和元年度分の交付額の確定及び過年度交付分の精算に伴い、3億7,662万4,000円を減額補正するものであります。

14ページ、15ページをお開き願います。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、歳出事業費の確定及び国・県補助金額の確定に伴い、国庫支出金においては総額9,411万8,000円、県支出金においては2,749万円をそれぞれ減額補正するものでございます。特に国庫支出金におきましては、小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備事業補助金において、予算計上時には事業費の半分程度の国庫補助金を見込んでおりましたが、4分の1程度になったことから小中学校合わせまして5,886万7,000円の減となったものでございます。

続きまして、16ページに記載の16款財産収入につきましては、2項1目不動産売払い収入において、説明欄記載のとおり、防災集団移転先団地の売払いができなかったことから6,683万4,000円を減額補正したものでございます。

次に、17款寄附金につきましては、一般寄附金やふるさと納税などを合わせてこれまで計上していた予算額を上回る寄附を頂戴したため、総額6,219万6,000円を追加補正するものでございます。

18款繰入金につきましては総額4億1,736万2,000円を減額補正しておりますが、内訳といたしましては、1項8目庁舎建設基金繰入金については事業の完了から1億3,805万9,000円を減額補正しているほか、各種震災復興事業の事業費が確定したことに伴い、10目震災復興基金繰入金については2,040万8,000円を、12目東日本大震災復興交付金基金繰入金については3億1,283万7,000円をそれぞれ減額補正しております。

最後に、1項1目財政調整基金繰入金についてですが、今回の補正の調整財源として5,394万2,000円を追加補正したものであります。

次に、18、19ページをお開き願います。

20款諸収入につきましては、4項1目雑入として総額3,115万2,000円を追加補正しておりますが、10節細節18、県営農地整備事業負担金返還金において県営農地整備事業の精算による負担金返還金として4,514万4,000円を追加補正するほか、17節細節3、学校給食費納付金において、小中学校の休業に伴う給食納付金1,425万6,000円を減額補正するものなどが主なものでございます。

21款町債につきましては総額2,190万円を追加補正しておりますが、事業費の確定に伴い減額補正したもののほか、先ほど14款国庫支出金でご説明いたしましたが、小中学校の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の減額に伴いまして、1項6目1節学校教育施設等整備事業債として5,890万円を追加補正するものがその主なものでございます。

以上が歳入予算の主な内容になります。

次に、お戻りいただきまして5ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正についてご説明させていただきます。

まず初めに、上段の追加分になります。事業名で申しますと、一番上の総務費第24回互理町中学生海外派遣事業646万円から表の下段の教育費公認マラソンコース

整備事業241万7,000円までの8事業について総額1億6,656万1,000円になりますが、それぞれの金額で繰越限度額を設定するものでございます。

続いて、中段の変更分になりますが、吉田中学校プール塗装改修工事及び農業施設災害復旧事業（農業用排水路）の2つの事業において、事業の進捗状況から既に設定したそれぞれの限度額を変更するものであります。

最後になりますが、第3表地方債補正についてご説明いたします。

今回の変更につきましては、先ほど歳入の21款町債でも触れさせていただきましたが、学校教育施設等整備事業債をはじめとする計4つの変更を計上しております。これらにつきましては、それぞれの事業の実績などに合わせまして借入額を変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じであります。

以上で令和元年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 15ページのプレミアム付商品券事業費補助金、これ2,500万円ほど減額していますけども、これはさばけなかったのか、それともどうい理由でこの辺の減額をしたの。

もう一つは、19ページの多目的広場の1億1,000万円、約ですね、この減額は請け残なのか、それとも執行的にできなかったのがあったのか、その辺を伺います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） まず1点目のプレミアム商品券の減額の関係でございますけれども、こちらにつきましては対象となる世帯数が7,400世帯を見込みまして、このうち非課税世帯が6,600世帯、あと子育ての世帯が800世帯ということで、非課税世帯については商品券のほうは1枚の額面が500円の商品券、これが10枚つづりとし、5,000円を一組として最大5組まで買えるとしております。そして、子育て世帯のほうについては、この5組をお子さんの数、3枚未満のお子さんの数を乗じた数を購入できるということで3万7,000組販売を見込んでいたところなんですけれども、実際には購入されたのが1万2,162組ということで、見込みよりも実際の購入が少なかったということで減額をしております。

購入に至らなかった理由としましては、やはり商品券の購入自体出費になりこれ

が負担になるという理由もあって、今回見込んだよりも販売が伸びなかったという
ことで捉えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 多目的広場につきましては、主な要因としては入札により請
け差が主な要因となります。また、途中で土量が当初予定より少なくなったとい
うことで、少なくて済むということで途中で1,200万円ほど減額しているのもその
中に含まれるという形になります。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 1万2,100組用意してさばけなかったと。違うんだっけか。8,000用
意したの、商品券は何組用意したと言ったんだっけ。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 商品券のほうについては、1枚額面500円の商品券の10枚つ
づり5,000円を3万7,000組準備しまして、実際に購入されたのが1万2,162組とい
うことになっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） まだ2回目ですよ。3万7,000組も用意して実際に執行したのが
半分以下、半分以下と言っても40%ぐらいしかさばけていないんだよね。この事
業の費用対効果というのはどういうふうに見ているかということなの。対象者が
そんなにいっぱいいるのに、このぐらいしかさばけていないときは何が原因で
あったのは確かだと思うけども、何でこんなにさばけなかったんだろうね。欠陥
商品じゃないの、事業としては。普通だったら商品券でそんなに3割増しもやっ
たらば、今もやっているけども、各市町村でね、プレミアム商品券やっているけ
ども、本町の場合、この前のやつでこれは取り組むべきものではなかった、1つ
の欠陥だ、失敗だなとしか考えられない。1つそれは言うておきます。今回もど
うするかわからないけれども、将来的に今からこのコロナの面でもどういうPR
をしてこういうのに対応していくかということが必要だと思いますから、1回こ
ういうことを経験しているんだから頭に入れて次回のことについて対応してい
たきたいと思います。

あと、多目的広場の請け残で1億も出てくるという積算根拠というのは、何ぼ安
くなったかどうかわからないけれども、1億円も何億の、5億円ぐらいだったか

な、相当のこれ執行残出てきて、算定として本当にまともだったのかというところに疑問を持ちます。その辺の算定はまともだったとはっきり言えるような対応で答えをお願いします。

議長（佐藤 實君） 誰が答えるんですか。町長。

町長（山田周伸君） 先ほど鈴木議員のほうからプレミアム商品券のお話がありました。これに関しましては、やはり昨年10月の消費税アップのための、どちらかという、子育て世代並びに非課税世帯向けの一般のほかの世帯は買えないというようなプレミアム商品券でございまして、確かに3割増しですと、普通ですと、ある程度の購入はあると思うんですが、今回に関しましては、なかなか子育て世帯の方々に対しては難しかったと。プレミアム商品券自体がというより、やはり若い方々、キャッシュレスとか、もうほとんどそちらが進み始めております。そういう点も踏まえて今後、プレミアム商品券に代わるような電子マネーとか、そういうほうにどんどん移行していかざるを得ないのかなというふうに感じているところもございしますが、確かに、ただ出費をかさむ商品券、今、3割増しといえども現在の手元のお金のほうを商品券に換えるわけですので、その辺も含めて今後、考えざるを得ないのかなと思っているところもございします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 多目的広場の件についてになりますが、確かに大きい金額、減額という形になっております。先ほど説明の中で請負残というお話をしたかと思うんですけれども、そもそもこちらの予算金額自体が大きいということもございまして、その中で入札した結果といたしましてかなり低い金額で入札していただいたということもございまして、最終的にこのぐらいの執行残になってしまったということで、積算についてはしっかりした予定価格をつくってやってございします、設計を持ってやってございしますので、設計事案については問題なかったのではないかというふうには思っております。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 私も同じく多目的広場整備事業について伺います。金額はいいんですが、聞き方、ちょっと難しいんですけれども、今、竣工検査から今の状況を見ると、物すごい雑草です。結構ひどい雑草です。竣工検査でまだ1カ月ちょっとぐらいしかたたないんですけど、ひどい雑草の状況で、あれは請け負った業者が責任を持って元

年度予算でやってくれるのか、やっぱり新年度予算でメンテナンスを対応しなきゃいけないのか、その辺、ちょっと確認したいんですけどよろしくお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 多目的広場につきましては、今年度で管理の関係で業者に委託してございます。議員が見ていた時期が多分5月中旬とかそのくらいなのかなという事で、実は今週に入って現在、草刈り作業入っているという状況で、多分今見てもらうと雑草処理は今行なっているという状況でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第11 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度互理町一般会計補正予算（第1号））

議長（佐藤 實君） 日程11、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年度互理町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案書の42ページをご覧ください。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて。

令和2年5月1日、令和2年度亙理町一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分としたことから、同条第3項の規定により議会にその承認を求めるものであります。

次の43ページをごらんください。

専決処分書。令和2年度亙理町一般会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急経済対策として実施する特別定額給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金などの迅速な給付に対応するため、補正予算の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

内容につきましては、別冊でお配りの令和2年度亙理町一般会計補正予算（第1号）でご説明いたしますので、ご準備のほうをお願いいたします。

1ページをお開き願います。

令和2年度亙理町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度亙理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34億9,142万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億5,742万7,000円とするものであります。

それでは、歳出予算からご説明いたします。10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、1人当たり10万円が給付される特別定額給付金などの3つの経済対策について、一日も早い町民への給付が実施できるよう予算編成したものでございます。

それでは初めに、総務費からご説明いたします。

1項6目細目26、特別定額給付金給付事業費として総額33億8,299万7,000円を追加補正するものです。これは4月27日を基準日として町民1人当たり10万円を世帯主に給付するものになります。

続きまして、3款民生費になりますが、2項1目細目12、子育て世帯臨時特別給付金支給経費につきましては、児童手当の受給者に対し児童1人当たり1万円を給付するもので、事務費と給付費を合わせ4,230万円を追加補正するものであります。

最後に、7款商工費をご説明いたします。12ページ、13ページをお開き願います。

1項2目細目5、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業経費につきましては、総額6,613万円を追加補正するものでありますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県の要請、または協力依頼に基づいて施設の利用停止や営業時間の短縮等の協力をいただいた事業所に対して、1事業所当たり30万円の協力金を支給するものでございます。

以上が歳出の内容となります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、戻りまして8ページ、9ページをお開き願います。

14款国庫支出金、15款県支出金についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明いたしました各種対策事業の財源といたしまして14款2項1目3節細目10、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、細目11、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金を合わせまして4,230万円を追加補正するほか、9目2節企画費補助金として細目19、特別定額給付金給付事業費補助金、細目20、特別定額給付金給付事務費補助金を合わせまして33億8,299万7,000円を追加補正するものであります。

また、県の要請等に基づく協力金の財源として14款2項9目2節細目21、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として2,213万円を計上するとともに、県支出金といたしまして15款2項8目1節細目8、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金4,400万円を追加補正するものであります。

以上で、令和2年度一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時10分といたします。休憩。

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第47号 亶理町特別奨学金貸付条例

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第47号 亶理町特別奨学金貸付条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） それでは、議案第47号 亶理町特別奨学金貸付条例について説明を申し上げます。

議案書44ページとなりますのでお開き願います。

今回提案いたします条例は、大学、短期大学及び専修学校専門課程で学ぶ意欲ある学生が、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的な理由から修学を断念することがないように、早急な支援策として特別奨学金貸付制度を設けるものでございます。

現在、国において、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されまして、約43万人の学生を対象に給付することとしております。

この給付金につきましては、要件として大きく3点ございます。

まず1点目が、家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること。

2点目としまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上の大幅な減少をしていること。

3点目としまして、住民税非課税世帯であること、あるいはそれに準ずる世帯などの支援対象となる学生の要件を定めております。

また、この給付金の申請に当たっては、対象となる学生が各大学等に申請し、審査を受けた後に日本学生支援機構から給付金の支給となることから一定の期間が必要となるものでございます。

今回提案いたします特別奨学金制度の20万円の貸付けにつきましては、その一定期間のつなぎ資金としての活用や国の制度に該当しない学生、これらの方に活用していただきたいと考えてございます。

この条例につきましては、既存の奨学金の制度の要件を緩和しまして学生の支援を行なうものでございまして、緊急措置として提案させていただきました。

それでは、亘理町特別奨学金貸付条例について説明させていただきます。

まず、第1条、目的でございます。この条例は、大学、短期大学及び専修学校専門課程で学ぶ意欲ある者（以下「学生」という。）が、新型コロナウイルス感染症の影響により修学を断念することがないように、亘理町特別奨学金（以下「特別奨学金」という。）を貸付け、支援することを目的とします。

第2条、貸付対象者です。特別奨学金の貸付対象者は、本人または保護者が町内に住所を有している学生とする。ただし、保護者が町税を滞納している学生は対象としない。

第3条、貸付金額等。特別奨学金の貸付けは1万円単位で20万円以内とし、学生1人当たり1回限りとする。

第4条、貸付条件。特別奨学金の貸付条件は次の各号に掲げるところによる。

第1号、利子については無利子。

第2号、貸付期間については、在学する正規の修学年限以内。

第3号、償還期間、3年以内。

第5条、貸付の申請です。特別奨学金の貸付けを受けようとする学生は、申請書を町長に提出しなければならない。

45ページをお願いいたします。

第6条、連帯保証人。前条の規定による申請をするときは、保護者1人別世帯から1人の連帯保証人を立てなければならない。

第7条、貸付の決定。町長は第5条に規定する申請書を受理したときは、速やかに特別奨学金の貸付けの適否を決定し、その旨を貸付けを受けようとする学生に通知しなければならない。

第8条、償還の免除。町長は、特別奨学金の貸付けを受けた学生が死亡、心身障害、その他やむを得ない事由により特別奨学金を償還することができなくなったと認めた場合は、特別奨学金の全部または一部の償還を免除することができる。

第9条、償還の猶予。特別奨学金の貸付けを受けた学生が、災害、傷痍疾病、その他やむを得ない事由によって償還が著しく困難となったと町長が認めるときは、特別奨学金の償還を猶予することができる。

第2項、償還猶予の期間は1年以内とする。その事由が継続すると、貸付けを受けた学生から申出があったときは、1年ずつ延長することができる。ただしその期間は5年を超えてはならない。

第10条、違約金。町長は特別奨学金の貸付けを受けた学生が償還期日までに特別奨学金を償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、100円につき1日3銭の割合で計算した違約金を徴収することができる。

第11条、互理町行政手続条例の適用除外。この条例の規定に基づく特別奨学金の貸付けに関する処分については、互理町行政手続条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。

第12条、委任。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 何点かお尋ねいたします。今回の条例、特別奨学金貸付条例、約100名の受益者の対象の方々がいるというふうな説明がございました。町としては、財政事情が大変厳しい中、来年の3月までのこれは時限条例というふうなことになるわけです。先ほど国の給付型の学生支援緊急給付金制度の説明がございました。これは公金である以上、要件としては制限が当然つくわけです。今回、町の特別奨学資金はこの国の制度を補完する独自の貸付型支援制度というふうなことになろうかと思えます。

そこでお尋ねいたします。第5条、貸付けの申請ですね。これまでの貸付制度を緩和してあるというふうなことでございますので、要件としての特別奨学金の申請書に貸付けを希望する理由としてコロナ感染の影響で経済的に必要とするものというふうな記載と必要書類が添付されれば、基本的には貸し付けされるわけで

すね。これが1点ね。

そして、もう1点なのですが、第7条の貸付けの決定で、申請書の受理から決定の可否まで貸付金の振込までのスピードですね、時間的、この2つについてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） ただいまのご質問でございますが、貸付けの申請を行なう際、申請書の申請書の中身につきましては、申請事由についてはもうコロナウイルスの影響という形で申請していただければいいということにさせていただきます。

それと、貸付けの決定でございますが、こちらにつきましては申請していただくから7日から10日の間で振込まで終わるという形で事業のほうは進めていきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） そうしますと、100名が100名中、お困りだというふうなことはありませんけれども、幅広い裾野に支援の手を差し伸べるという立てつけになっているかと思えます。

そこで、第9条なのですが、償還の猶予、ここではやむを得ない事情により償還が著しく困難というふうな猶予規定が定められております。現下のコロナによる生産と消費の落ち込みで経済が大変停滞し、今後、ますます影響が顕在化してくるわけです。マスコミでは1929年の昭和恐慌に匹敵するとさえ言われ、失業者がこれからどんどん出てくるというふうなことが言われております。ここで、償還期間を迎え経済不況から卒業後、就職、就労ができず奨学金の返済が困難となった場合、こういったケースはやむを得ない事情により償還が著しく困難であるこの条文が適用されるのですか。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） ただいまのご質問でございますが、そのやむを得ない事由につきましては、先ほど議員がおっしゃられたような事由も該当すると考えておりました。個別事情を詳しく聞きながらその点を判断していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後であります。第6条の連帯保証人です。保護者1人と別世帯

から1人の連帯保証人が義務づけられているわけです。別世帯からの1人というのは、ご家族、親類関係の環境にもよりますけれどもこれ簡単なようで難しいんですよ、現実的に。そういった場合、どうしても見つけられなかったというふうな場合、金銭貸借の連帯保証人であり、なおさら非常に二の足を踏むと、そういった場合、上申書というふうな書類を作成してこれをやむを得ない事情としてこういった部分でも対応できるのか、まずこれが1点です。

あとまた、併せて町税の滞納、これは全く町費を使うわけですからこのとおりにんですが、過年度分などを現実に即した納税状況をしっかりと守っていらっしゃる方もいらっしゃるわけです。どうしても生活が困窮しているという状況があって、このような方も併せて非常時のコロナの影響下にある、先ほどお話にあった緩和というふうな部分で弾力的に運用をしていくべきではないのかというふうに思うのですが、このご見解はどうかお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず、連帯保証人でございますが、保護者1人、別世帯から1人ということで、お金を貸すわけでございますのでお二人の連帯保証人につきましては立てていただきたいと考えてございます。

あと、滞納の件でございますが、前年度の納税証明をもってこちらのほうでは判断させていただきますので、また計画的に納税している方というのは、約束を破っていなければ、その点については個別事情のほうを勘案させていただきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 二、三点質問させていただきます。

先日の全員協議会でも私の考え方を申し上げましたけれども、まず、この奨学金貸付条例について最初から給付をすることを考えなかったのか、なぜ貸付けに至ったのか、その辺、まず1点聞きたい。

それから、もう1点は、今回の地方創生臨時交付金の活用事例集の中に109項目あるわけですがけれども、その107項目にこれに関連するような事例があるんですね。だから、正確に言いますと、家計急変学生等支援事業、こういうのがありまして、一部を支援するんだとここに書いてあるんですね。だから、これを適用して給付にすべきでなかったのかと私は思っております。

そして、3点目は、学生に今のコロナの問題でいろいろ見ておられますと貸し付けるというのはないですね、学生に対して自治体が、自治体ですよ。したがって、いろいろ給付になって、教育費以外でもね。ですから、その辺の考え方、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの小野議員のほうのご質問にお答えをさせていただきます。

なぜ給付せずに貸し付けたかということでございます。確かに事例集107番目に載っております。ただ、亶理町の場合、今回のこの対象者となる人数が、まだ正確にはつかめていないところですが、18歳から二十三、四歳、大学院まで入りますので、そこまでですと、対象者が600名以上、700名ぐらいの方が対象になってまいります。そこに貸し付けるかどうかということで、まず実は現在、国、県、町がいろいろなコロナの対策として様々な支援策というものを進めているところでございます。

そのような中で、今回の緊急的な交付金は、亶理町の場合、1億3,730万円ですか、たしか給付をされるわけでございますが、それを人口で割りますと、1人当たり4,100円ぐらいの金額になります。その中でいろんな給付、いろんな救済策とございますか、立てているわけでございますが、なかなか今回も5,000万円の財調を入れるような形で今後出てくると。先ほど、補正予算のほうで出てまいります。そのような中で、なかなかまず手元に今、お金がない学生にお貸付けをしまして、そして、また国の施策なりでそれでまた戻していただく、それでもいいんではないかなというふうに最終的になった次第でございます。

今回の国のほうの先ほど日本学生支援機構のほうでやっている43万人を対象としますけれども、全国における専門学校生、そして、短大生、大学生、大学院生の人口はただいま全国で約400万人いらっしゃいます。そのうちの10%強の方しか今回の国のスキームでは救われないと。それでは、なかなかということで、今後は新しい施策が国のほうでも出てくるんではないかと。そういうのを見極めながら、あと第2次の補正も閣議決定をしました。それでまた町への給付金があれば、それでまた新しく考えていったほうがいいんではないか。今、目先にとにかくお金に困っている方に貸付けをさせていただいて、大体国、県、町でいろんなほうで同時進行、現在進行形で進んでおりますので、その辺でぜひご理解を賜りたいと

思います。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 町長の考え方、いろいろわかりました。ネットなんかで調べてみますと、ある大学では5万円とか、6万円とか、全学生に給付するとかいろいろ出ていますけれども、私は今の互理町の学生、何千人いるよ、何百人いるよと言ってもね。この前も言いましたけれども、学生に負債、借金を背負わせるような形になると。そうすると、これは払えない人はいろいろありますけれども、免除するとか何とかってありますけれども、そんな面倒くさいことしないで最初から、例えば20万円でなくてもいいと、10万円でも5万円でも、例えばね、1回きりにして、これはコロナ問題でみなさんにご迷惑かけた。特に学生の皆さんについては、将来の互理町をしょって立つ人たちなんだからこれでしっかり勉強してくれというような形にしたほうが私はいんじゃないかと。保証人立てたりいろいろ細々ありますけれども、私はそのように思います。したがって、何とか国の施策でこの交付金事業でどうしてやれなかったのか本当に残念に思っています。町独自の施策だったら、なおさらいいヒットになるのかなと思って私は残念でなりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 小野議員のほうから大変貴重なご意見をいただきました。ただいま国の第1次補正で互理町に入ってくるお金をもとに今回は補正予算を組みましたけれども、今後、国のほうの2次が閣議決定しまして今から国会を通ると思います。その中でまた互理町のほうに幾ら交付金という形で臨時的なものが、緊急的なものが入っていただけるようになるかわかりませんが、ぜひそのときはそういう形で対応させていただきたいと思いますので、ご了承いただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 亶理町特別奨学金貸付条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 亶理町特別奨学金貸付条例の件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第48号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第48号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第48号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。別冊でお配りの令和2年度亶理町一般会計補正予算書（第2号）をご準備願います。

それでは、1ページをお開き願います。

議案第48号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度亶理町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,553万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億296万2,000円とするものです。

それでは、歳出予算からご説明いたします。12ページ、13ページをお開き願います。

説明に当たっては主なものを中心にご説明させていただきたいと思えます。

なお、今回の補正予算につきましては、町長が議案説明で述べましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止策及び感染症の拡大により影響を受けた住民、事業者等への支援など緊急に実施する必要がある事業について計上したものでございます。

それでは初めに、1款議会費になりますが、1項1目細目3、事務局経費につき

ましては、議場等における各種感染症拡大防止対策費として183万7,000円を追加補正するものであります。

続きまして、2款総務費になりますが、1項5目細目4、庁舎管理経費につきましては、1款議会費と同様に、役場庁舎内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費として消耗品費121万5,000円を追加補正するものです。

3款民生費をご説明させていただきます。1項3目細目3、老人福祉事務経費につきましては、感染症拡大の影響を受けている町内の介護施設について、事業所の運営継続に必要となる感染防止対策費用の一部を助成するため、新型コロナウイルス感染症対策に係る介護施設等運営継続支援事業補助金として1,570万円を追加補正するものであります。

次に、7目細目3、障害者福祉費になりますが、こちらにつきましても障害福祉サービス提供事業所に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉施設等運営継続支援事業補助金として370万円を追加補正するものであります。

続きまして、次の14ページ、15ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費につきましては、細目8、障害児福祉事業経費において小学校等の臨時休業に関連して放課後デイサービスの利用者家庭の経済的負担の軽減を図るため、放課後等児童デイサービス利用者負担軽減事業の扶助費として103万9,000円を追加補正するほか、細目13、一人親家庭への生活支援金支給事業費におきましては、感染症拡大の影響により収入の減少が想定される一人親家庭に対し、子供1人当たり1万円を給付する生活支援給付金530万円を追加補正するものです。

4款衛生費になりますが、1項1目細目8、保健福祉センター管理費につきましては、保健福祉センターで実施する各種健診などで使用するアルコール消毒液等を購入する費用等として90万8,000円を計上するものであります。

続きまして、16ページ、17ページをお開き願います。

6款農林水産業費になります。1項4目細目3、農業振興事務経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が2割以上減少した農業者に対して、1事業者当たり10万円を給付する農業経営継続支援給付金440万円を追加補正するほか、3項1目細目4、水産業振興経費につきましても農業者と同じく2割以上収入が減少した漁業者に対して、1事業者当たり10万円を給付する漁業経営

継続支援給付金240万円を追加補正するものであります。

次に、7款商工費についてご説明いたします。1項2目細目3、商工振興事務経費になりますが、感染症の拡大に伴い2割以上、収入が減少し、宮城県の感染症拡大防止協力金の対象ともならない町内の事業者に対して、1事業者当たり10万円を給付する感染症対策事業継続支援給付金4,000万円を追加補正するほか、従業員の雇用を継続するため国の雇用調整助成金を申請受給した事業者に対し、感染症対策地域雇用維持支援金として支援金を給付する費用1,200万円を追加補正するものであります。

続きまして、9款消防費になりますが、消防費につきましては1項5目細目3、防災事務経費において今後に向けてマスクを備蓄する費用のほか、感染者が発生し、公共施設を利用したことが判明した場合を想定して施設を殺菌消毒するための費用等を合わせまして757万4,000円を追加補正するものであります。

歳出の最後になりますが、教育費についてご説明いたします。18ページ、19ページをご覧ください。

10款教育費につきましては2項小学校費及び3項中学校費の施設管理経費において、感染症予防のための非接触型の体温計やマスクなどの購入費用のほか、小中学校の児童生徒全員を対象に教育用タブレットを整備するための費用等を合わせまして、小学校費においては9,732万1,000円を、中学校費においては5,128万3,000円をそれぞれ追加補正するものが今回の教育費の補正の主なものでございます。

以上が歳出の主な内容となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。8ページ、9ページにお戻り願います。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金において小中学校の児童生徒用教育タブレットの整備に対して、公立学校情報機器整備費補助金といたしまして小中学校合わせまして7,501万5,000円を追加補正するほか、9目総務費国庫補助金として、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策及び様々な影響が出ている方たちへの経済対策を実施するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,520万2,000円を追加補正するものであります。

なお、この地方創生臨時交付金につきましては国から1億3,733万2,000円の上限額が示されておりますが、先ほどご説明いたしました5月1日付の専決処分のほ

うで一般会計補正予算（第1号）の中の県の要請に基づき営業自粛した事業者に対する協力金において2,213万円を充当していることから、今回は残りの額を全て計上しているものでございます。

15款県支出金につきましては、歳出3款障害児福祉事業経費でご説明いたしました放課後児童デイサービスの利用者負担軽減事業の財源として、2項2目3節細節15、放課後等児童デイサービス支援事業費補助金255万6,000円を追加補正するものです。

17款寄附金につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症拡大等に対する対策費として、説明欄記載の3名の方から総額120万円の寄附をいただいたことから追加補正を行なうものであります。

続いて、10ページ、11ページをお開き願います。

18款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として1項1目財政調整基金繰入金5,004万1,000円を追加補正するものであります。

歳入の最後になりますが、20款諸収入につきましては、4項1目17節細節7、学校臨時休業対策費補助金として152万1,000円を追加補正するものでありますが、これは3月から小中学校の臨時休業に伴い学校給食を停止しておりましたが、既に準備に入っていた業者にキャンセル料等が発生しており、その町負担に対する費用の一部を全国学校給食連合会から補助金として受け入れるものになります。

以上で一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番高野 進議員。

3番（高野 進君） 17ページから行きます。農業、漁業関係、商工業関係とまとめて行きます。農業振興事務経費、経営継続支援、次に、水産業振興費、これも経営継続支援、問題はこれの窓口、告知方法なんです、これについては周知方法、どのようにするのか。というのは、農協あるいは漁協を窓口にしてやるのか、それとも個別に該当事業者にターゲットを絞ってやるのか、これがまず1つ。

2つ目は、漁業関係ですが、漁業といえばお魚です。ノリ業者はどうなんだろう。船釣り、船のほう、観光でもないんだな、釣り船、それも対象になるのかどうか、まず聞きます。

そのほか、商工業振興関係について行きます。事業継続支援、4,000万円、400事

業所と承知しております。周知方法はホームページに掲載と。前もありましたけれども、各家庭にホームページというか、操作できる人、いろいろパソコンでもあるんだろうか。見ないとこれで終わりになります。これらの周知、どのように徹底するのか、数字的にいうと、400事業所数があります。それらをお伺いしたいというふうに思います。答弁願います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず、農業振興事務経費、水産振興事務経費、こちらの同じく補助金関係の周知方法なんですけど、先日の全員協議会でも若干触れましたが、該当者、ほとんどこちらで把握している状況でございます。できれば今のところは考えているのが、こちらで把握している農漁業者にはこちらからお知らせ、併せてその周知をこちらから個別にお知らせいたしまして周知を図っていきたいと。もちろん、そのほかにもいらっしゃる方がいる可能性もございますので、そういう取りこぼしのないように農業であれば農協さん、漁業であれば漁協さんのほうにチラシ、そして、内容等を説明して皆さんに周知してくださいというふうな方法を考えております。

続きまして、漁業の支援給付金のほうなんですけど、ノリ業者さんということなんですけど、現在こちらでいるのはあらはま海苔さんなんですけど、業種としては2つございまして、ノリの養殖と併せて昨年度から加工業もされているわけなんですけど、ノリの養殖ですと漁業者、加工ですと商工業者となるわけなんですけれども、その辺はあらはま海苔さんと個別にお話しされまして、普通に考えれば漁業者でございまして、その業種によってどちらにもなり得ますが、その辺は商工業の商工観光課と連携をとってダブりのないよう間違いなく処理していきたいというふうに考えております。

なお、釣り船に関しても、こちらは遊魚扱いになっておりますので漁船ではございませんので、次の商工観光課のほうを担当窓口になるということでご理解いただきたいと思っております。

いずれにせよ、申請ダブリがないように商工観光課のほうとは調整を図って、連携を図って進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 続いて、事業者の周知ということでございますけれども、ま

ず、周知につきましては、インターネット環境のない方もいらっしゃいますので、こちらについては広報の7月号と、あとFMあおぞらのほうに依頼をしましてこちらで周知をする予定にしております。そして、商工会のほうの会員の方については、来週、商工会のほうから会員宛てに通知をしてお知らせする予定にしております。

あと、今回感染を防止するため、申請の受付は全て郵送なんですけれども、例えばインターネット環境がなくて申請書が取り出せないとか、そういった方につきましては問い合わせただければ、こちらから郵送いたしますし、あるいは窓口のほうに事前に準備をしまして来た方には差し上げて対応したいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 農業、漁業関係で周知の仕方ですが、何か窓口は農協、漁協、亘理町、こちらでというのは、一体窓口、どちらなんです、調整しながらと言いつつ、じゃ、私だったらどこに言ったらいいんだろうというふうになるわけですか。はっきりくっきりしていただきたい。

次に、釣り船、遊魚船ということ、釣り船にしても釣り船だけじゃなくお魚釣ったのをふれあい市場辺りで、いわゆる漁協の組合員とすればいいわけですが、そういう場合は漁協窓口なのか、商工会窓口なのか、その辺、はっきりくっきりとしていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 申し訳ございません。先ほど1回目の答弁で質問に漏れがありまして申し訳なく思っていますけども、窓口は全て役場となっております。漁協さん、農協さんをお願いするのは周知でこういうのを町でやっています、こういう方が要件になりますという周知を、もしお客様から聞かれた際、もちろん、そのチラシに関しては農協さんのほうにも漁協さんのほうにも置かせてもらって、そのような形で周知をその関係機関にお願いしたいと。窓口は間違いなく役場のほうでございます。

併せまして遊魚のほうでございますが、そちらのほうにもまず遊魚の方々も一応漁協の組合員ではなく準組合員といいますか、一応漁協の管轄になっていて一応漁協さんのほうから、こういう形で遊魚の方々には農林水産課じゃなく今回

は商工観光課ですよというふうに漁協さんのほうに依頼しまして、そのように指導といいますか、周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに、14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 今回の感染症による影響を受けた住民、事業者の支援策としての予算計上ということでございますが、地方創生臨時交付金、これによってそれぞれの項目に割り振りされたというふうに思います。その際に自治体向けの臨時交付金に全額活用できる事業と一部自治体負担となる事業、それがあるということになっております。自由度が高くないというふうなことで柴田の町長さんは言っておられます。

そこで、亘理町の対象事業の中で全額活用事業、一部負担事業、それぞれ何件あるのか、まずそこを教えてください。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 今、ご質問ありました臨時交付金の内容ということになるかと思えますけれども、今回計上しております予算の中、5月1日の専決処分も含めまして全部で何件かというのはちょっと数えていなかったのもので申し訳ないんですけれども、一応対象外といいますか、一般財源が入ってくるものが教育費関係のタブレット購入関係については、一般財源も充当される分が出てきます。あと、もう1点、福祉課の民生費の2項1目細目8、障害児福祉事業経費の104万6,000円なんですけれども、こちらについては県のほうが事業主体となって実施するということになっておりまして、町が持ち出しする部分については一般財源で対応してございます。それで、それ以外の事業については全て全額交付金を充てる形で予算は組んでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 県全体にこの交付金が来たのが130億9,000万円ですか、そのうち、仙台市が18億円、最も少ないのが七ヶ浜町の2,330万円、亘理町は、先ほど町長が言っておられました1億3,700万円ですか、それぞれ市町村によって額が違うわけですね。その交付をするときに実施計画をそれぞれの市町村で立てて申請するというふうに思うわけですが、これからの、先ほど第1次で亘理町に入ってきた交付金についてはそれですよ。第2次については計画があるんですけど

も今回は出さなかったんだというふうなことの事業も含めてそののところが教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 佐藤議員のほうから今、今後のということのお話しございましたが、やはり今、本当に国が今回の学生のあれも、町としては4月からいろいろ考えて進めてきたんですけど、5月19日に自宅に私が戻りましたら、羽生田文部科学大臣がこれをやりますと、令和2年度の国の予備費を使って、530億使ってやりますというような、全然聞いたことないものがポンと入って来たりします。いろいろなものがこちらが考えていても、進めていてもそういうのがどんどん国、県というのがいろいろ出てまいりますので、ちょっと即答で現在、ここでお答えをできる状況ではないというのがお話ししております。

ただ、今後、国の、先ほど小野一雄議員からご質問がありましたご意見のほうは真摯に受け止めて、やはり未来の亘理を背負っていただく学生の方々への支援というのは、今後とも国のやつが決まりましたら、確定しましたらそれに対してそれで救えなかった方々のところはやっていこうかなと思っておりますが、それ以外に関してはまだ流動的というか、かすみがかかっているといえますか、そういう部分がありますので、あとやはりコロナウイルスの感染症第2波、第3波というのいろいろと出てくる、必ずや出てくるだろうというふうに考えております。それに対する対応もございますので、今、早急にここで何がというのはなかなか即答できる状況ではないとご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。鈴木秀一議員。

7番（鈴木秀一君） 18、19ページの歳出、10款教育費2項1目細目10の中の17、同じくその下、3項1目細目8の中の17、ICT機器教育用タブレット端末購入費についてお伺いします。

令和元年度3月補正予算で小中学校GIGAスクール構内ネットワーク構築業務委託料に総額約2億円が予算措置され、今回備品購入費総額約1億3,900万円が計上されております。今回の補正予算によりGIGAスクール構想における環境整備が完了すると思いますが、事業展開はいつから可能なのでしょうか。

また、事業運用において人材育成、人材確保が重要となると思いますが、対応策はどうなっているのでしょうか、こちら2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、タブレットの整備、それからLANの整備につきましては7月から始めていきたいと考えてございます。それから導入に際しましてGIGAスクールサポーターという制度がございます。それからICT支援員という制度もございまして、こちらのICTに関連して詳しい方、それから今現在ですと、大学とか高校のほうで先駆的に行なっているオンライン事業ですとかそういったことがございますので、そちらの方ともちょっとお話を聞きながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木秀一議員。

7 番（鈴木秀一君） 端的にお伺いしたいんですが、今回のGIGAスクール構想の環境整備で小中学校のICT教育の実施はうまくいくとお考えでしょうか。問題点など今の時点でありましたら教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 端末のほうを整備されてそれから環境のほうを整えば、亘理町の教職員、非常に優秀ですので、それなりの研修会も講師のほうもある程度、私のほうでもこの方をお願いしようかなというのがありますし、それから、納入した業者のほうでももちろん、事前のフォローありますので、それらを活用しながら十分ICT教育、または頭が混同することはないですけども、タブレットを使った授業は、例えば子供たちがグループで自分の意見をまとめたりするのに非常に効果的だと。それと、オンラインって別に考えていただければと思うんですけども、十分活用して情報教育のほうを充実させることができるなというふうに考えています。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後のページの19ページなんですけれども、一番最後の学校給食センターの事業費30万円とあるんですが、今回学校が急に休業になったという形になったわけなんですけれども、今回の30万円というのはそのときの食材費なのかどうかちょっとわからないんですけども、ただ、これに限らず今後、第2段、第3段となった場合、いわゆる業者との関係ですね、何年契約でやっているのかわからないんですけども、そういった関係というのは、今後、どう構築していくか

というのを考えておかなければならないなと思うんだけど、その辺については。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） まず、19ページのほうの学校臨時休業対策費補助金の30万円でございますが、こちらにつきましては、町内事業者、3月2日から臨時休業になりましてキャンセル等の、言ってみれば被害を受けたわけでございます。それで、町内の事業者1事業者でございますが、衛生管理の徹底改善を図るために全身一体型の白衣を準備したいということでお話がございまして、こちらの消耗品を購入する経費に対しまして補助するものでございます。こちらにつきましては、国の補助もございまして3分の2が補助されるものでございます。

今後の契約でございますが、キャンセルがまず2週間ぐらい前じゃないとわからないという状況がございまして、そちらにつきましてはわかり次第、すぐ業者のほうに連絡するようにはしておりますけれども、今回6月15日から再開するというので給食、それを1週間早めまして6月8日としたわけでございますけれども、そちらの企業の努力といたしますか、そちらにさせていただきましたのでなるべく早いお知らせはしたいとは思いますが、その辺はきちんと業者のほうと確認していきたいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに。佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 私は19ページの中段の、先ほど鈴木秀一議員が質問なされた小中学校の備品購入費ですね、タブレット端末についてお尋ねいたします。

先ほどのご答弁の中で7月に導入するというお話がありました。しからば、このタブレットが入った段階でこれから運用していかなければならないわけですね。その運用する際に小学生、中学生、それから先生の皆様方がどのような形でどのような方向性を持ってやっていくのかということから、実際に学校の教科の中でいつ頃、それを実質活用していくようなそれまでの計画というのはどういうふうな状況になっているのか、まずお聞かせください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） このタブレット端末の導入につきましては、全国一斉に用意ドンで動いておりますので、実際にうちのほうの学校に入ってくるのが若干タイムラグがあるだろうなというふうに考えております。早くても2学期には入ってしまう

だろうと考えております。その間にこのタブレットについて研修をしている教員がおりますのでその教員を使ってその教員、または持っているタブレット、それから貸出し用のタブレットを多分業者等が持っていると思いますので、それを使って研修会をしていながら教員にそのタブレットの有効性を確認してもらって、実際そのタブレットが配備された段階で計画的に使えるようにしていきたいなどと考えております。まず、タイムラグが生じることは仕方ないかなというふうに考えておりますので、それまでにできることは研修会等、それからパンフレット等を使って資質、能力を高めていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それが全国一斉に実施していくということでございますね。

それで、このタブレットの機種、規格については国のほうから指定されているのかどうかというふうなことが1つと。

あと、電子機器になるので今後、学校のほうで管理していかなくちゃならないわけですね。そして、子供の家、生徒の家に持ち出しができるのか。そしてまた、これは充電しなければなりませんね。そういったことも含めてその辺の運用、ご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 最初、令和元年度の3月に繰越ししましたインターネット環境を整えるための整備の中に、その充電するためのキャビネットという保管庫がございます。そこに入れば充電されるというふうになっておりますので、それもLAN整備と一緒に購入していきますので、それに併せて交互に充電していったりするような形で今のところ、考えております。

機種ですね、一応先生方にいろいろお聞きしましたところ、一応iPadがいいんじゃないかということで町としてはiPadを考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後ですが、このタブレットを導入するというふうなことで私たち、イメージすると、横に置いて日々、教科書と先生に相對してその時間ごとに、教科ごとにソフトが変わってやるのかなというふうな想像してしまうんですけども、これまでの先生が教える教え方からタブレットを入れることによって具体的にどのように変わっていくのか。ある限られた教科だけに使っていくのか、その

全体的に電子黒板も入っていますのでその辺の学習方法が、わかる範囲で結構でございますが、どのように変化していくのか。

そして、もう一つですが、そうして期待され求められる成果というのはどういったものなのか、これも抽象的で結構でございますのでこの2つ説明願います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） タブレット、端末を使ってどのような学習ができるかということですが、端的に言えば全ての教科で活用することが可能です。例えば保健体育ですと、端末を使って動きを撮ってもらってそれを見て自分の動きを確認するということできますし、それから算数、数学だと、自分の考えをまず端末に入れてお互い、それを見合ってそれを発表するということできますし、それから漢字の書き順もそうですし、全ての教科で使えるかなというふうに思っていますので、その辺は先生方のを使えばいろんな活用の仕方等が出てくると思っていますので、それを紹介しながら広めていければなというふうに考えております。

成果としましては、小学校の学習指導要領が今年度から改訂されて新しい教育課程で動いていますけれども、主体的に対応できる深い学びという、それが大きな学習指導要領の柱になっていますけれども、子供たちが自分の考えを持ち寄って一つのグループでまとめてそれをクラス全体に広げるときには、いわゆるプレゼンテーションみたいな力というか、ありますよね。それも十分子供たちは発揮することができますし、それを身につけることができるかなというふうに考えています。

それから、そこに至るまでに、例えば紙ベースだとか、ホワイトボードに書く場合ですね、1回書いてもう一回全部消したりとか、そういうタイムラグがありますけれども、自分の中でやり取りできれば、そこで試行錯誤が十分できますので、そういう意味では本当に活用次第では、今求められている力というものをタブレットを使って十分育成することができるなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩に入ります。

再開は午後2時20分とします。休憩。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

当局からの提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） それでは、議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

別冊でお配りの奨学資金貸付特別会計補正予算書（第1号）をご準備願います。

初めに、1ページをお開きください。

令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,600万8,000円とするものがございます。

詳細につきましては、歳出より説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的な理由から修学を断念することがないよう学生に貸し付けるもので、1款2項1目細目3、奨学貸付金におきまして特別奨学金貸付金2,000万円を追加補正するものであります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、前のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入に関しましては、歳出でご説明いたしました特別奨学金の財源として3款1項1目1節細節1、基金繰入金として2,000万円を追加補正するものであります。

以上で議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 令和2年度亙理町奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第15 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第15、報告第6号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。

財政課長（大堀俊之君） 報告第6号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の47ページをごらん願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年3月6日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣のページ、専決処分書をご覧ください。

令和元年度互理第5-1号汚水枝線（その3）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金の5%以内で、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものです。

それでは、概要につきましては、次の49ページの資料をご覧ください。

改めまして、工事名につきましては、令和元年度互理第5-1号汚水枝線（その3）工事になります。

第2回変更契約年月日が令和2年3月6日。

請負金額は、変更後金額が9,620万500円であり、210万6,500円の減額となります。

なお、契約の相手方については、株式会社宮城林産です。

本工事につきましては、社会資本整備総合交付金事業を活用し、浜吉田西地区に污水管を敷設する工事になります。

今回の主な変更理由につきましては、現場精査や地権者との協議の結果、補助交付におけるマンホール設置工や公共ます設置工などにおいて減工となったことから請負金額を減とするものであります。

なお、工期につきましては変更前に同じであります。

51ページに位置図を添付しておりますのでご参照願います。

以上で報告第6号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第6号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第16 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第16、報告第7号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第7号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の52ページをご覧ください。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年3月19日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次のページをお開きください。

専決処分書。平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものです。

概要につきましては、隣の54ページをご覧ください。

工事名については、平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事です。

第4回変更契約年月日が令和2年3月19日。

請負金額は、変更後金額が1億4,663万8,100円であり、4万4,000円の減額となります。

契約の相手方については、株式会社阿部工務店です。

本工事については、亘理町震災復興計画の避難道路整備事業に位置づけされている事業になります。

今回の減額の変更理由につきましては、区画線工の減によるものですが、57ページの図面をご覧くださいなのですが、図面の中で緑と赤の丸で囲んである部分、昔の交差点になりますが、横断歩道の区画線工を予定しておりました。ところが、こちら現行箇所と記載のある図面の真ん中辺りに緑の丸で囲んである部分の横断歩道について、宮城県の警察本部で施工することになったということで請負金額

を4万4,000円減とするものであります。

なお、工期については変更前に同じであります。

56ページに位置図、57ページ以降に各種図面をつけてございますのでご参照願います。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第7号 専決処分の報告について、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第17 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第17、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第8号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご説明いたします。

59ページになります。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年3月30日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の専決処分書をご覧願います。

令和元年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものです。

概要につきましては、次の61ページの資料をご覧願います。

工事名につきましては、令和元年度（社総交）町道逢隈亘理線道路改良工事です。契約年月日が令和2年3月30日。

請負金額は、変更後金額が8,686万2,600円であり、238万2,600円の増額となります。

契約の相手方は、株式会社岩佐組になります。

今回の工事につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し整備している路線になりますが、今回の増額の変更理由につきましては、管渠工、ボックスカルバートの基礎部分において10メートルの綱矢板で山留めするために綱矢板を圧入したところ、地盤が固くウォータージェットを併用する必要があったことに加え、現場精査の結果、架空線が支障となり一部で杉矢板により施工する必要があったことから増額となったものであります。

なお、工期につきましては、電力柱の移転工事に時間を要したことから、令和2年6月30日まで工期を延長するものでございます。

62ページ以降に位置図、平面図等を添付しておりますのでご覧ください。

以上で報告第8号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第8号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第18 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第18、報告第9号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第9号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

65ページをお開き願います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

令和2年3月31日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

隣の専決処分書をご覧ください。

平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亘議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ

5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものです。

次のページ、67ページの資料をご覧ください。

工事名については、平成30年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事です。

変更契約年月日が令和2年3月31日。

請負金額は、変更後金額が1億9,591万7,000円であり、205万7,000円の増額となります。

契約の相手方については、阿部春建設株式会社です。

今回の工事につきましては、亘理町震災復興計画の避難道路整備事業に位置づけられる町道荒浜江下線において、高屋堀排水路に架かる橋梁の架設を行う工事になります。

今回の変更契約の主な理由につきましては、管渠工において地耐力の試験を行なったところ、設計支持率に満たない結果となったことから、基礎砕石のみとしていた当初設計からマットレス工法を用いた地盤改良を行なうように変更するため増額となったものであります。

なお、工期につきましては、パイプラインの移設について仙台振興事務所と事前協議を行なっておりましたが、工事発注後に地元耕作者から用水の状況が悪くなったと相談がありましてパイプラインの施工方法を再検討する必要が生じたことから、令和2年3月31日から5月31日に工期を延伸するものであります。

68ページに位置図、69ページ以降には平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第9号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第19 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第10号 専決処分の報告について当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第10号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご

報告させていただきます。

議案書の74ページになります。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

今回の専決処分につきましては、令和2年4月13日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次の75ページをご覧ください。

専決処分書になります。平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため専決処分をしたものであります。

概要については、隣の76ページの資料をご覧ください。

工事名については、平成30年度町道築港通1号線外道路改良工事になります。

第3回変更契約年月日が令和2年4月13日。

請負金額は、変更後金額が9,565万8,220円であり、274万7,800円の減額になります。

契約の相手方は、株式会社芦名組になります。

工事の概要です。本工事につきましては、荒浜地区災害危険区域土地利用計画に基づき町道築港1号線及び町道築港南3号線を改良する工事になります。

今回の主な変更理由につきましては、鳥の海公園の南側を公園に沿って東西に走る町道築港通1号線の改良において、着手前測量に基づく道路計画高と設計後に建設された周辺工場等の敷地の高さが合っておらず、道路縦断を見直した結果、落ち蓋形の側溝を自由勾配側溝に変更できたことに加え、沿線の工場や店舗等の乗り入れ箇所について協議した結果、車歩道境界ブロック等の延長が減工となったことから減額とするものでございます。

なお、工期につきましては変更前と同じであります。

78ページに位置図、79ページ以降に平面図等を添付しておりますのでご参照願います。

以上で報告第10号を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第10号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって令和2年5月第5回互理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時40分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

互理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 明子

署名議員 佐藤 邦彦